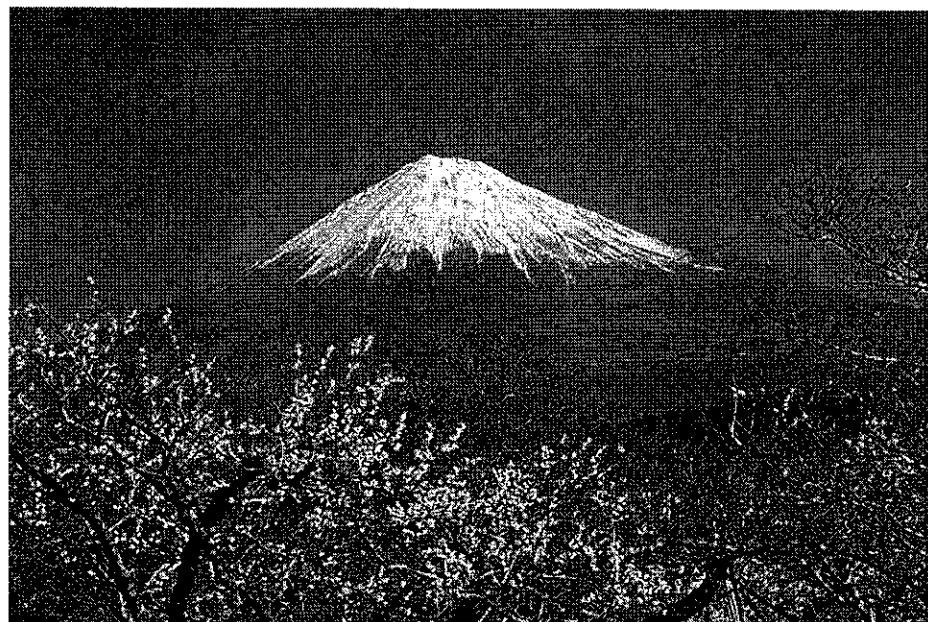


ふじのくに権限移譲推進計画 ～地域自立の推進に向けて～



**平成23年3月
静岡県**

表紙写真 静岡県観光協会提供

ふじのくに権限移譲推進計画 目次

1 策定趣旨	1
2 基本的考え方	1
(1) これまでの本県の取組	1
(2) これまでの取組に対する課題	3
(3) 権限移譲の方針	3
(4) 権限移譲の手法	4
3 計画期間	5
4 移譲事務	5
(1) 移譲事務の考え方	5
(2) 計画期間における移譲事務	5
(3) 協議継続事務	8
5 権限移譲に伴う支援～三位一体の権限移譲～	9
(1) 財政的支援	9
(2) 人的支援	9
(3) その他の支援	9
6 取組体制	10
(1) 市町との調整	10
(2) 庁内の調整	10
7 在るべき基礎自治体像～地域の自立に向けて～	10
(1) 今後の基礎自治体の姿	10
(2) 財政基盤の強化	11
(3) 人材の育成	11
(4) 行政体制の整備	11
8 計画の弾力的な対応	12
【別表】 ふじのくに権限移譲推進計画 移譲事務一覧	13
協議継続事務一覧	30



1 策定趣旨

現在、我が国では、これまでの中央集権的な全国一律の行政システムや東京一極集中を脱して、それぞれの地域が持つ多彩な力を引き出すことによって、国全体の発展を支えていくことが期待されており、都道府県の枠組みを越えて、先進国並みの人口、経済規模を持った複数の広域的な地域が、権限と財源と責任を持って、その地域の特性を活かしながら互いに競い合いそれぞれの力を高めていく、一国多制度の枠組みによる地域主権の確立が望まれている。

そのためには、地域の多様性や住民の主体性を重んじ、地域の実情に応じた自立的な発展を目指して、自助、共助により、個人、家庭、企業、地域社会が自立していくことが求められる。

県と市町との関係では、補完性の原則に基づく役割分担を徹底し、県から市町への積極的な権限移譲を進めることで、基礎自治体である市町の自立性を高め、住民に身近な行政を総合的に担うことができるようになることが必要である。

国において取り組まれている地域主権改革においても、「住民により身近な基礎自治体を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付ける」（地域主権戦略大綱）こととされており、今後、市町の重要性がますます高まることが見込まれる。

本県では、これまででも県から市町村への積極的な権限移譲に取り組んできたところであるが、今後もさらに市町の自立性を高めるため、より一層の権限移譲を進め、“ふじのくに”の自立の実現を図るとともに、地域主権改革のモデルになることを目指し、本計画を策定する。

2 基本的考え方

(1) これまでの本県の取組

本県では、地方分権の推進を県政の重要課題と捉え、國の方針を受けた市町村合併の推進と併せて、県独自の取組として市町村への権限移譲を進め、県内基礎自治体の自治能力の向上を目指して、市町村合併と権限移譲の一体的な推進を図ってきた。

① 市町村合併

分権型社会にふさわしい基礎自治体の行政体制整備を目指す視点から、本県では、国の推進方針に対応した合併への取組を行い、平成15年3月に74（21市49町4村）あった県内市町村は、平成22年4月には35（23市12町）に再編され、静岡市及び浜松市の2つの政令指定都市誕生に代表される高度な自治能力を有する市が誕生する一方、村がなくなるなど、県内市町の行政体制整備が進展した。

特に、静岡市と清水市の合併においては、それまでの「人口100万人以上又は近

い将来 100 万人を超える見込みのある 80 万人以上の人口」という政令指定都市の人口要件を合併に限って人口 70 万人以上でも認めるという「合併特例」の条件緩和を引き出し、この合併・政令指定都市移行を機に、全国で新たな政令指定都市が相次いで誕生する道を開いた。

② 権限移譲

本県における権限移譲の取組は、他県と比べてかなり早い段階から行ってきた。平成 6 年に「地方分権研究会」を庁内に設置し、市町村への権限移譲を含む検討結果を「地方分権の推進のために」として取りまとめ、政府の地方分権推進委員会へ提言している。

また、平成 9 年度には、地方分権一括法の施行に先駆けて第 1 次権限移譲推進計画を策定し、以降、平成 21 年度まで 4 次にわたる権限移譲計画を策定して、計画的な権限移譲に努め、計画を上回る実績を確保してきた。

特に、市町村の事務処理能力に応じた人口規模別の権限移譲を進めることを基本として市町村合併との一体的推進に留意し、静岡市や浜松市のように市域が中心部から山間部にまで及ぶ政令指定都市に対しては、農林水産業等の第一次産業部門に係る権限も積極的に移譲を行い、こうした考え方は、状況が類似した後発の政令指定都市における権限移譲に大きな影響を与えた。

このような取組の結果、本県の権限移譲の実績は全国的にも有数のものとなり、移譲対象法律数で見た場合、6 年連続で全国一の実績となり、平成 22 年度（当初）では、122 本の法律に基づく事務を移譲している。

※これまでの権限移譲計画及び実績

区分	計画期間	計画		実績	
		法令数	事務数	法令数	事務数
第1次計画	H10～H12	36	147	37	156
第2次計画	H13～H15	42	362	60	470
第3次計画	H16～H18	88	1,118	131	1,303
第4次計画	H19～H21	22	220	42	375

※移譲事務数の推移（各年度当初累計）

年度	法令数	事務数
平成 12 年度	118	1,179
平成 13 年度	133	1,356
平成 14 年度	137	1,460
平成 15 年度	143	1,577
平成 16 年度	152	1,608
平成 17 年度	184	2,135

年度	法令数	事務数
平成 18 年度	191	2,371
平成 19 年度	197	2,403
平成 20 年度	201	2,484
平成 21 年度	204	2,551
平成 22 年度	206	2,592

※事務処理特例条例に基づく移譲

(2) これまでの取組に対する課題

一方、これまでの取組を総括し、国の動向や市町の意見など権限移譲を巡る諸状況を把握するとともに、地方自治体の在り方等今後の権限移譲を展望した場合、次のような課題も見られる。

① 権限移譲を支える市町の人的体制及び財政基盤

移譲事務量の増加と事務内容の高度化の一方、集中改革プランによる厳しい定員削減にある中、移譲事務を担う事務処理体制の構築が課題となり、権限移譲を受けたくても受ける体制が整わないという意見が市町から散見された。

また、移譲に伴う財政上の負担感を訴える意見が市町から出され、特に、今後地域主権改革の進展により移譲対象事務数の増加が見込まれることなどから、事務受入に際しての準備経費が増加するとの懸念が示されている。

② 国の地域主権改革への対応

政府が平成22年6月に閣議決定した「地域主権戦略大綱」では、「基礎自治体への権限移譲」を重点分野の一つに位置付け、59法律251条項の移譲事務を決定した。

これに伴い、基礎自治体への移譲の関連法改正案が平成23年通常国会に提出され、成立すれば平成24年度から施行されることが見込まれており、これに伴う対応が必要となる。

③ 県主導の移譲事務選定

これまでの移譲においては、人口規模＝自治能力というメルクマールにより、県主導で移譲事務を選定する方式を探ってきたことから、個々の市町が住民の意向を踏まえた独自の地域づくりに取り組む点が必ずしも十分に考慮されなかった。

今後、権限移譲を更に進めるに当たっては、人口規模のみに捉われず、市町の意向も重視して移譲事務を選定することにも配意する必要がある。

④ 権限移譲を支える市町の行政体制の課題

これまで人口規模別の権限移譲を基本として行ってきたことにより、規模による移譲事務の市町間格差が拡大してきており、今後、こうした格差を解消するとともに、より多くの分野で権限移譲を進めていくために、広域連携など権限移譲の受け皿となる行政体制の整備にも配慮しつつ移譲を行っていく必要がある。

(3) 権限移譲の方針

今後の権限移譲の推進に当たっては、これまでの取組成果及び課題を踏まえ、国の地域主権改革に対応しつつ、将来の道州制移行も視野に入れて取り組んでいくことが必要であり、以下の方針により進めていく。

① 権限・財源・人材の三位一体の権限移譲の推進

これまで権限移譲に応じた財政支援及び職員の派遣や研修等の人的支援を行

ってきたが、より一層の移譲を進めるために必要な財源及び人材の更なる措置を講じることとし、特に小規模市町で課題となっている事務処理体制の構築に配慮する。

② 国の地域主権改革に先行した権限移譲の推進

改革により法制化される事務の円滑な移譲は当然のこと、住民の利便性や事務処理効率などを勘案して当該事務と一体的に移譲することが望ましい事務も併せて移譲する。

また、法制化に伴う全国一律の移譲時期を待たず、意欲の高い市町に対しては国の動きに先行して前倒しで移譲するとともに、国において今後検討される地方分権改革推進委員会の勧告事務についても、先行して移譲する。

③ 市町の意向に積極的に対応した権限移譲の推進

県内の市町村合併が進み、自治能力が向上した基礎自治体が増えたことを踏まえ、従来の一律的な人口規模別権限移譲に加え、個別市町からの権限受入意向（手挙げ方式）も重視して移譲事務を選定する。

④ 将来の道州制移行を視野に入れた権限移譲の推進

補完性の原則に基づく権限移譲を基本とし、将来の道州制移行も視野に入れて住民に身近な行政サービスを市町が自立的に担う方向で、広域連携など事務の受入能力を高めることも念頭におきつつ移譲を進める。

(4) 権限移譲の手法

① 県独自の移譲

地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づく静岡県事務処理の特例に関する条例及び同条例の施行のための規則により、県独自の移譲を行う。

条例による事務処理の特例制度では、県と市町の協議により移譲事務を選定できる上、市町が一元的に移譲事務を担うこととなるため、市町の自己決定と自己責任の拡大という目的にも適した手法であり、今後とも積極的な活用を図っていく。

② 関係法令の改正に伴う移譲

政府は、「地域主権戦略大綱」で閣議決定した市町村への移譲事務について、関連法の改正案を平成23年通常国会に提出することとしているほか、今後も地方分権改革推進委員会の第1次勧告で示された権限移譲の具体化を検討することとしている。

こうしたことから、国の改革に伴い今後法制化される事務は、法令改正に沿った内容で移譲を行うとともに、法制化される事務に係る移譲年度の前倒し及び対象市町の拡大は、県独自の移譲であることから、条例等による移譲を行うこととする。

3 計画期間

権限の移譲・受入に当たっては、組織人員や予算に対する影響があり、また円滑な事務移管のためには一定の時間と手続を要することから、ある程度事前に準備できるだけの計画期間を設定することが必要である一方、中長期的には、国における地域主権改革による動向のほか各分野における制度改正など計画策定時において予見できない様々な状況の変化が生ずることも見込まれる。

こうしたことを踏まえ、本計画は、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間とする。

4 移譲事務

(1) 移譲事務の考え方

① 県独自の権限移譲

- ・市町が希望するもののうち協議が整った事務は、当該市町に対して希望年度に移譲する。
- ・県が選定するもののうち市町が受入を承諾した事務は、当該市町に対して希望年度に移譲する。

② 国の地域主権改革等を踏まえた移譲（先行移譲を含む）

- ・地域主権戦略大綱に示された事務については、平成 24 年度に法制化が見込まれるものとして計画に盛り込む。ただし、市町が先行移譲を希望するもので協議が整った事務は、平成 23 年度に前倒しで移譲する。
- ・地域主権戦略大綱に示された事務との一体的な移譲が望ましい事務は、当該事務と併せて移譲する。
- ・国において今後移譲が検討される地方分権改革推進委員会の勧告事務については、移譲を希望する市町の意向を尊重の上、国に先行して希望年度に移譲する。
- ・法令では「市」までとされているものの町への移譲等、法令の内容を上回る移譲対象市町の拡大に対しては、移譲を希望する市町の意向を尊重の上、希望年度に移譲する。

(2) 計画期間における移譲事務

移譲事務は、別表のとおり 53 法令 673 事務とする。

年度	法令数	事務数
平成 23 年度	23	257
平成 24 年度	44	490
平成 25 年度	5	118
合 計	53	673

※法令数及び事務数の合計は、年度間で重複するものを除く

移譲事務の内訳及び主な移譲事務は次のとおりである。

*移譲区分

区分	法令数	事務数	備考
県独自分	27	352	県独自の移譲
国改革先行分	12	99	国の改革に先行した移譲
国改革分	28	321	国の改革に伴う法制化による移譲

*新規・拡充区分

区分	法令数	事務数	備考
新規	34	405	新規移譲
拡充	27	268	既移譲事務の対象市町拡大

*分野別

分野	法令数	事務数
まちづくり・土地利用規制	19	324
福祉	10	181
医療・保健・衛生	5	17
公害規制	6	34
生活・安全・産業振興	8	75
その他	5	42

*主な移譲事務

<23年度>

区分	法令	主な事務	移譲対象市町 移譲市町の考え方	効果・特徴等
県独自	特定非営利活動促進法等※	設立の認証等	沼津市、 富士市 (H24) 希望市町 (拡充) *移譲済み：政令市	身近な市町で手続が可能となり、申請者の利便性が向上する。市町と団体との接点ができ、共通理解が進み協働しやすくなる。
県独自	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等	防災街区整備事業の認可等	静岡市、浜松市、三島市、富士宮市、藤枝市、御殿場市、湖西市 希望市町 (新規)	防災性及び住環境の向上を目的としたまちづくりが現地の状況を踏まえた市町により適切・迅速に実施できる。
県独自	高齢者の居住の安定確保に関する法律等	高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定等	湖西市、牧之原市 希望市町 (拡充) *移譲済み：10市	市町の住宅施策を反映したきめ細かい事務処理が可能となる。

県独自	農地法等	遊休農地の所有権等の移転が整わない場合の調停等	静岡市、浜松市	* 本事務の移譲により農地法上の移譲可能な知事権限を政令市に全て移譲 * 先進的な取組（他県実績：1県）
			希望市町（新規）	
国改革先行 ／ 県独自	騒音規制法 悪臭防止法 振動規制法	規制地域の指定等	熱海市ほか13市、函南町ほか4町	騒音・悪臭・振動に係る規制基準や規制地域の指定などの権限を一括移譲することで、地域の事情を考慮した必要な規制を行うことができる。
			希望市町（新規）	
	環境基本法	環境基準の騒音に係る地域指定（航空機、新幹線鉄道は除く）	熱海市ほか14市、函南町ほか4町 希望市町（新規）	
国改革先行	中小小売商業振興法等	商店街整備計画の認定等	三島市、磐田市、湖西市	地域の実情を把握した市町による的確な対応が可能になるとともに、申請者も身近な市町で手続ができるので利便性が向上する。
			希望市町（新規）	

<24年度>

区分	法 令	主な事務	移譲対象市町	効果・特徴等
			移譲市町の考え方	
国改革 ／ 県独自	水道法	専用水道の給水開始届出の受理等	全市（政令市を除く）、西伊豆町、函南町、川根本町	市町の水道事業との連携が容易となり、より適正な管理が可能となるとともに、緊急時等において迅速な対応が可能となる。
			法制化により全市に新規移譲（政令市は法定移譲済み）併せて希望する町にも移譲	
国改革	介護保険法	指定居宅サービス事業者の指定等	全市	地域の実情に応じた迅速な事業者の指定、指導等が期待できる。
			法制化により全市に新規移譲	
国改革	都市計画法	区域区分（市街化区域と市街化調整区域の線引き）等に係る都市計画決定	静岡市、浜松市	土地利用に関する計画を自己決定できることから、自らの責任と判断によるまちづくりが可能となる。
			法制化により政令市に移譲	
国改革 ／ 県独自	液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収等	全市町	不良な器具の回収等の際に、国、県、市町が連携して対応可能となる。
			法制化により全市に新規移譲併せて全町にも移譲	
県独自	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 ※	製造業者等に対する表示事項の表示の指示等	静岡市、浜松市、富士市（H25）	食品表示の啓発と併せて実施することで総合的な消費者行政を行うことが可能となる。
			希望市町（新規）	

県独自	都市計画法等	都市計画区域等における開発行為の許可等	小山町	市町のまちづくりの方針に沿った独自の判断が可能となる。
			希望市町（拡充） *移譲済み：25市町	
県独自	土地区画整理法※	土地区画整理組合の設立認可等	袋井市、 湖西市（H25） 希望市町（拡充） *移譲済み：11市	市町のまちづくりの方針に沿った独自の判断が可能となる。
			東伊豆町、河津町、 南伊豆町、西伊豆町、函南町、清水町、 長泉町、小山町、吉田町、森町 希望町（拡充） *移譲済み：全市	
県独自	公有地の拡大の推進に関する法律	土地の買取り協議を行う地方公共団体等の決定及びその旨の通知	東伊豆町、河津町、 南伊豆町、西伊豆町、函南町、清水町、 長泉町、小山町、吉田町、森町 希望町（拡充） *移譲済み：全市	事務処理期間の短縮が可能となる。 (8日間程度→4日間程度)

<25年度>

区分	法 令	主な事務	移譲対象市町 移譲市町の考え方	効果・特徴等
県独自	浄化槽法	設置届の受理、維持管理の指導等	三島市、伊豆市、伊豆の国市 希望市町（新規）	市町の生活排水処理行政との一体的な処理により、より適正な管理が可能となる。
			東伊豆町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、長泉町、小山町、吉田町、森町 希望町（拡充） *移譲済み：全市	
県独自	工場立地法	工場新設等の届出があったときの緑地面積等に関する勧告等	東伊豆町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、長泉町、小山町、吉田町、森町 希望町（拡充） *移譲済み：全市	地域事情に精通する町が届出窓口となることで立地工場に対する緑地確保などの環境面に関するより的確な指導が可能となる。
			静岡市、浜松市、三島市、掛川市、袋井市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 希望市町（新規）	

*法令欄の※は移譲対象市町により移譲年度が複数にわたるもの

(3) 協議継続事務

本計画に盛り込んだ移譲事務は、計画期間である平成23～25年度での移譲に向けて、平成22年度に行った県と市町の協議が成立したもの及び国の関係法令改正に伴う法制化が予定されているものである。

一方、平成22年度に協議が成立しなかった事務で平成23年度以降に引き続き協議を行う事務（36法令564事務）を「協議継続事務」とし、協議が成立した時点で移譲手続を進めるものとする（対象事務は別表参照）。

なお、市町の希望に弾力的に対応するため、協議継続事務以外の事務においても市町が移譲を希望するものについては積極的に協議を行っていく。

5 権限移譲に伴う支援～三位一体の権限移譲～

(1) 財政的支援

財政支援策である権限移譲事務交付金制度の改善を図る。

地方財政法の規定に基づく現在の交付金制度は、移譲を受けた市町が処理する事務の処理件数に応じた直接経費について主に措置しているが、移譲対象事務の量的増加と質的高度化に十分に措置されていないという意見が市町から出されている。

こうした状況を踏まえ、移譲初年度に措置する初度調弁費を充実し、ノウハウ獲得のための研修参加費や県との連絡調整に要する経費等、円滑な事務処理体制構築に必要となる経費について、本計画の適用年度（平成23年度）から措置するものとする。

なお、一層の権限移譲を進めるための必要な措置について、移譲事務を担う市町との意見交換等により、今後とも検討を重ねていく。

(2) 人的支援

県・市町職員人事交流制度の弾力的な運用を図る。

これまでの人事交流制度は県と市町の相互交流を前提としてきたことから、権限移譲により必要となる市町の事務処理体制の整備に向けた人員確保の点では対応しきれていない。

このため、本計画期間で移譲を受ける市町に対し、県職員を派遣する人事交流を拡大することにより、特に小規模市町における事務処理体制構築に資するものとする。

人事交流制度を活用した人的支援は、移譲後の円滑な執行体制を継続的に支援するものではないが、移譲準備及び体制構築までに過渡的に必要な人員の確保という点で有効に活用されるよう運用を行っていく。

また、これに加え、権限移譲後の事務執行の円滑化を図るために技術職員等市町派遣制度についても、市町からの要望により積極的な活用を行っていく。

(3) その他の支援

移譲事務を円滑に執行するために、移譲準備期間中においては、事務の引継、集合及び個別研修の開催、事務処理マニュアルの提供等を行う。また、移譲後には事務処理に係る相談に対応する。

なお、移譲事務の性質によっては、複数の市町による連携や共同処理が必要となる場合もあることから、権限移譲事務を担う行政体制の整備に向けた広域連携等の市町間調整に協力するなど、移譲に伴う市町の不安を払拭し、移譲により地域住民への行政サービスの向上につながるよう、移譲事務を担う市町の希望に沿った支援を行う。

6 取組体制

(1) 市町との調整

隨時、個別市町との調整を行うとともに、必要に応じて、県と県内代表市町により構成される「県・市町権限移譲推進協議会」を開催して、権限移譲の方向性や権限移譲事務の希望及び円滑な移譲に当たっての課題等について意見交換を行う。

(2) 庁内の調整

知事を本部長、各部局長を本部員とする「静岡県地域主権戦略本部」において、市町への権限移譲を始めとした地域主権の確立に向けた施策の企画及び総合調整を行う。

7 在るべき基礎自治体像～地域の自立に向けて～

本計画は、地域主権改革の理念の実現に向けた県と市町の役割分担における在るべき姿を目指した第一歩であり、市町の意向を踏まえつつ、計画期間中においても不断に見直しを行う。

補完性の原則を基本とした権限移譲の進展に伴い、基礎自治体の役割が拡大すれば、将来の道州制移行を含めた県の在り方そのものの見直しにつながる。現状の役割分担に固執せず、国と地方、広域自治体と基礎自治体のそれぞれの在るべき姿に向け、県と市町が協力して取り組んでいく。

本県市町は、市町村合併を通じた市町の自治能力の向上、市町への積極的な権限移譲による市町の役割の拡大などを通じ、在るべき基礎自治体像と現状とのギャップが他県と比較して小さいと考えられるが、今後も、県及び市町の意欲と工夫により、地域の自立を目指す地域主権改革のモデルとなる“ふじのくに”づくりとなるような取組を進めしていく。

(1) 今後の基礎自治体の姿

今後の基礎自治体の在り方については、第27次地方制度調査会の答申（平成15年）で言及されており、本県としてもこうした方向に向け、自立性の高い基礎自治体を目指すことが望ましい。

第27次地方制度調査会答申（抜粋）

今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要があり、少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住

民に身近な事務については、原則として基礎自治体で処理できる体制を構築する必要がある。

(2) 財政基盤の強化

地域主権改革に伴い、国と地方の税財源配分、地方交付税の見直し、ひも付き補助金の一括交付金化、地方債制度の在り方等、地方税財源に大きな影響を及ぼす税財政の改革が議論されている。

今後、こうした国の制度改革に的確に対応することが求められる一方、自らの財政基盤の強化に向けて、歳入の確保や歳出の削減に加え、施策の選択と集中による効果的かつ効率的な行政運営が望まれる。

具体的には、歳入の確保にあっては、税等の収納率の向上、広告等税外収入の確保、手数料の見直し、未利用資産の売却等の取組が考えられる。歳出の削減にあっては、事務事業、職員数、投資的経費等の見直しなどを、外郭団体や地方公営企業等まで広げての取組が考えられる。

(3) 人材の育成

基礎自治体が住民に身近な行政を第一義的に担うためには、行政の各分野に係る専門的な人材の確保及び育成が必要である。市町村合併に伴う専門職員の新規確保や住民サービス向上を目指した配置転換などは、市町村合併の成果と言えるものの、今後の基礎自治体が担うべき分野のうち更に充実を図るべきものもあると考えられる。

また、地域の自己決定と自己責任を重視する地域主権の視点から、住民ニーズを踏まえた政策を立案し決定する能力が求められるとともに、地域課題を的確に把握し政策立案につなげていくために、これまで以上に地域事情に精通し、有効な政策事例についての高い情報収集・分析能力を有することが求められる。

そのためには、研修・派遣制度の積極活用や資格取得への支援など、計画的な人材育成に努め、職員の意識を変えることで、地域の自立を担う組織を構築する取組が重要となる。

(4) 行政体制の整備

医療、消防など、現在でも近隣市町との広域連携で対応しているものもあるが、今後、基礎自治体が担う役割が高まれば高まるほど、広域連携を進める必要がある分野は増え、広域連携に対する前向きな対応が必要となっていくと考えられる。地域の個性を尊重して自立を目指す地域主権改革においては、各分野における地域課題ごとに連携方策を模索していくことが重要となる。

広域連携を進めるに当たっては、まず既に行われている連携方策の一層の広域化や

新たな連携分野への拡大について検討を行っていく必要がある。また、広域連携の手法としては、地方自治法上の事務の共同処理制度である一部事務組合、広域連合、事務の委託などのほか、現在、内部組織への対象拡大の法改正が国会で審議されている機関等の共同設置、そして、中心市が周辺市町村と1対1で協定を締結する定住自立圏など、多様な選択肢があり、地域の状況及び事務分野に即した最適な手法を選択していく必要がある。

さらに、包括的な広域連携等を経て自主的な市町村合併に向けた取組に進んでいくことも考えられ、県としては、このような広域連携を進める地域の取組に対して支援を行っていく。

なお、本計画期間内で目指す権限移譲は、現時点で県及び市町が検討した成果であり、在るべき役割分担に向けた第一ステップではあるものの、移譲を受ける市町が独立で事務を担うことを前提としている。今後、各地域における広域連携に向けた議論の本格化と自己決定権限の拡充に向けた取組を通じて、次期計画においては在るべき役割分担の方向を踏まえた見直しが大いに進展することが望まれる。

また、地域課題の解決のためには、行政機関相互の連携に留まらず学術研究機関、民間企業、NPO、地域住民といった、地域を取り巻く多様な担い手との連携・協働を模索していく必要があり、地域事情に精通したシンクタンク機能や異業種交流のコーディネート機能を担うことも期待される。

地域の自立のためには、拡大する基礎自治体の役割をどのように担っていくのか、地域自らが選択し決定することにより、地域に応じた行政体制の整備を確立していくことも重要である。

8 計画の弾力的な対応

現在、国の地域主権改革が取組途上であり、今後の法制化に向けた動きに的確に対応する必要がある。

また、地域を取り巻く状況の変化等を通じた施策の優先順位の見直しに伴う市町の意向の変化に対して、柔軟に対応する必要がある。

こうした本計画策定後の状況に弾力的に対応するため、移譲事務、移譲時期及び移譲対象市町について毎年度見直しを行い、必要に応じて本計画の修正を行うものとする。

ふじのくに権限移譲推進計画 移譲事務一覧

No	事務の根拠法令	区分	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町			
					23年度	24年度	25年度	備考
1	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	勧告	第19条の14第1項	製造業者に対する表示事項の表示の指示		静岡市、浜松市	富士市	
		勧告関連	第19条の14第4項	指示に係る措置をとらなかった者に対する命令				
		勧告関連	第19条の14の2	指示及び命令を行う際の公表				
		勧告	第20条第3項	報告の徴収、工場・店舗への立入検査				
		勧告	第21条の2第1項	不適正表示に係る申出受理				
		勧告関連	第21条の2第2項	申出に係る措置				
2	特定非営利活動促進法	県独自	第10条第1項	特定非営利活動法人の設立の認証	沼津市	富士市	【条例移譲済み】政令指定都市	
		県独自	第10条第2項(第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む)	設立の認証があった場合の公告及び定款等の縦覧等				
		県独自	第12条第3項(第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む)	不認証を決定したときの申請者への通知等				
		県独自	第13条第2項(第39条第2項において準用する場合を含む)	届出の受付等				
		県独自	第17条の3	仮理事の選任				
		県独自	第17条の4	特別代理人の選任				
		県独自	第18条第3号	報告の受付				
		県独自	第23項第1項	役員変更届出の受付				
		県独自	第25条第3項	定款変更の認証				
		県独自	第25条第6項	軽微な定款変更の届出の受付				
		県独自	第29条第1項	事業報告書等提出書類の受付				
		県独自	第29条第2項	事業報告書等閲覧の提供				
		県独自	第31条第2項	解散の認定				
		県独自	第31条第4項	解散の届出の受付				
		県独自	第31条の8	清算人の届出の受付				
		県独自	第32条第2項	残余財産の帰属に関する認証				
		県独自	第32条の2第4項	解散等に係る裁判所に対する意見の陳述				
		県独自	第32条の3	清算終了の届出の受付				
		県独自	第34条第3項	合併の認証				
		県独自	第41条第1項	報告の要求及び立入検査				
3	特定非営利活動促進法施行条例	県独自	第42条	改善命令	沼津市	富士市	【条例移譲済み】政令指定都市	
		県独自	第43条第1項	認証の取消し				
		県独自	第43条第2項	認証の取消し				
		県独自	第43条の2(第12条の2準用)	警察本部長からの意見の聴取等				
		県独自	第43条の3(第12条の2準用)	警察本部長により意見聴取への対応等				
		県独自	第4条第2項	閲覧書類の受付				
		県独自	第39条の23第1項第8号	認定特定非営利活動法人に関する証明書の交付				
		県独自	第66条の7第3号	監事からの報告の受理				
		県独自	第78条第2項	定款及び事業基本方針の変更認可				
		県独自	第83条第1項	計画整備組合設立の認可				
4	租税特別措置法施行令	県独自	第93条第2項(第78条第3項、第97条第3項及び第98条第3項において準用する場合を含む)	計画整備組合設立に関する報告書の要求等	御殿場市、湖西市	富士市	【条例移譲済み】政令指定都市	
		県独自	第94条第2項(第78条第3項及び第98条第3項において準用する場合を含む)	計画整備組合設立にかかる意見の聴取等				
		県独自	第97条第2項	解散の決議にかかる認可				
		県独自	第97条第5項	解散の届出の受理				
		県独自	第98条第2項	計画整備組合の合併の認可				
		県独自	第103条の5第4項	裁判所に対する意見の陳述				
		県独自	第103条の5第4項	裁判所に対する意見の陳述				
		県独自	第103条の5第4項	裁判所に対する意見の陳述				
		県独自	第103条の5第4項	裁判所に対する意見の陳述				
		県独自	第103条の5第4項	裁判所に対する意見の陳述				
5	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	県独自	第55条の8	仮理事の選任	御殿場市、湖西市	富士市	【法定移譲済み】政令指定都市、中核市、特例市 【条例移譲済み】該当地域を有する人口10万人以上の市	
		県独自	第66条の7第3号	監事からの報告の受理				
		県独自	第78条第2項	定款及び事業基本方針の変更認可				
		県独自	第83条第1項	計画整備組合設立の認可				
		県独自	第93条第2項(第78条第3項、第97条第3項及び第98条第3項において準用する場合を含む)	計画整備組合設立に関する報告書の要求等				
		県独自	第94条第2項(第78条第3項及び第98条第3項において準用する場合を含む)	計画整備組合設立にかかる意見の聴取等				
		県独自	第97条第2項	解散の決議にかかる認可				
		県独自	第97条第5項	解散の届出の受理				
		県独自	第98条第2項	計画整備組合の合併の認可				
		県独自	第103条の5第4項	裁判所に対する意見の陳述				

No	事務の根拠法令	区分	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町			
					23年度	24年度	25年度	備考
		県独自	第103条の6	清算結了の届出の受理				
		県独自	第105条	計画整備組合からの報告の要求及び提出の命令				
		県独自	第106条第1項	検査の請求に基づく計画整備組合の検査				
		県独自	第106条第2項	計画整備組合の検査				
		県独自	第107条第1項	計画整備組合に対する法令等の違反に対する命令				
		県独自	第107条第2項	計画整備組合の業務の停止等の命令				
		県独自	第108条	計画整備組合の解散の命令				
		県独自	第109条第1項 (同条第2項において準用する場合を含む)	譲決、選挙及び当選の取り消し等				
		勧告	第122条第1項	個人施行による防災街区整備事業の認可	静岡市、浜松市、三島市、富士宮市、藤枝市、御殿場市、湖西市			
		勧告関連	第128条第1項(129条第2項及び第132条第2項において準用する場合を含む)	施行の認可の公告及び図書の送付等				
		勧告関連	第129条第1項	規準又は規約及び事業計画の変更の認可				
		勧告関連	第131条第1項	審査委員の承認				
		勧告関連	第132条第1項	防災街区整備事業の終了の認可				
		勧告	第136条第1項	防災街区整備事業組合の設立の認可				
		勧告関連	第136条第2項	事業計画決定前の防災街区整備事業組合の設立の認可				
		勧告	第136条第3項	防災街区整備事業組合による事業計画の認可				
		勧告関連	第140条第1項(第157条第2項、法第169条及び第172条第2項において準用する場合を含む)	事業計画の送付等				
		勧告関連	第140条第3項(第157条第2項及び第172条第2項において準用する場合を含む)	意見書の受付等				
		勧告関連	第140条第4項(第157条第2項及び第172条第2項において準用する場合を含む)	意見書の処理等				
		勧告関連	第140条第6項(第157条第2項及び第172条第2項において準用する場合を含む)	事業計画修正の申告の受付等				
		勧告関連	第143条第1項(第157条第2項において準用する場合を含む)	認可の公告及び図書の送付等				
		勧告関連	第143条第2項(第157条第2項において準用する場合を含む)	認可の公告及び図書の送付等				
		勧告関連	第157条第1項	定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更認可				
		勧告関連	第163条第4項	事業組合の解散の認可				
		勧告関連	第163条第6項	解散の認可の公告				
		勧告	第165条第1項	事業会社による防災街区整備事業の認可				
		勧告関連	第171条第1項(第172条第2項、第178条第2項及び第178条第2項において準用する場合を含む)	事業会社の認可の公告及び図書の送付等				
		勧告関連	第172条第1項	規準又は事業計画の変更				
		勧告関連	第175条第1項	事業会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受けの認可				
		勧告関連	第177条第1項	審査委員の承認				
		勧告関連	第178条第1項	防災街区整備事業の終了の認可				
		勧告	第204条第1項(同条第4項における準用を含む)	権利変換計画の決定及び認可等				
		勧告	第236条第3項	特定建築者決定の承認(個人施行者、事業組合及び事業会社に係るものに限る)				
		勧告	第269条第1項	個人施行に対する監督				
		勧告	第269条第2項	施行認可の取消し				
		勧告	第269条第3項	施行認可の取消しの公告				
		勧告	第270条第1項	事業組合の事業又は会計状況の検査				
		勧告	第270条第2項	請求に基づく事業組合の事業又は会計状況の検査				
		勧告	第270条第3項	検査に基づく必要な措置の命令				
		勧告	第270条第4項	事業組合設立認可の取消し				

No	事務の根拠法令	区分	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町			
					23年度	24年度	25年度	備考
5		勧告	第270条第5項	組合員の申出に基づく総会、総会の部会及び総代会の招集	三島市、富士宮市、藤枝市、御殿場市、湖西市	未移譲の市		【法定移譲済み】政令指定都市、中核市、特例市【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)
		勧告	第270条第6項	組合員の申出に基づく組合の理事、監事及び総代の選任の投票の実施				
		勧告	第270条第7項	議決、選挙、当選及び解任の投票の取消し				
		勧告	第271条第1項	事業会社の事業又は会計状況の検査				
		勧告	第271条第2項	請求に基づく事業会社の事業又は会計状況の検査				
		勧告	第271条第3項	検査に基づく必要な措置の命令				
		勧告	第271条第4項	事業会社の施行認可の取消し				
		勧告	第271条第5項	施行認可の取消しの公告				
		大綱関連	第191条第1項(ただし書(同条第2項において準用する場合を含む))	測量及び調査のための土地の立入り等の許可等				
		大綱関連	第192条第1項	土地の試掘等の許可				
		大綱	第197条第1項	防災街区整備事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質変更等を行方に当たっての許可				
		大綱関連	第197条第2項	建築行為の許可にあたっての施行者の意見の聴取				
		大綱	第197条第4項	防災街区整備事業の施行地区内における原状回復等の命令				
		大綱関連	第197条第5項	現状回復等の措置及び公告				
		大綱関連	第197条第7項	土地の形質の変更等の承認				
		勧告関連	第233条第2項	土地又は物件の引渡し等の代執行				
		勧告関連	第233条第3項	代執行の場合の補償金の受領				
		大綱	第283条第1項	施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における建築の制限を解除する許可				
		大綱	第283条第3項	許可の取消し等の監督処分、立入検査等(都市計画法第81条第1項、同条第2項、同条第3項及び第82条第1項による準用)				
6	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	勧告関連	第26条第3項(政令第30条において準用する場合を含む)	審査委員会の承認	静岡市、浜松市、三島市、富士宮市、藤枝市、御殿場市、湖西市			
7	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	大綱	第9条第1項	マンション建替組合設立の認可	三島市、藤枝市、湖西市、牧之原市	未移譲の市		【法定移譲済み】政令指定都市、中核市、特例市【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)
		大綱関連	第11条第1項(第34条第2項において準用する場合を含む)	事業計画の継続等				
		大綱関連	第11条第2項(第34条第2項において準用する場合を含む)	事業計画の意見書の受付等				
		大綱関連	第11条第3項(第34条第2項において準用する場合を含む)	事業計画の意見書の処理等				
		大綱関連	第14条第1項(第34条第2項において準用する場合を含む)	認可の公告等				
		大綱関連	第24条第3項3号	監事からの報告の受付				
		大綱関連	第25条第1項	理事長氏名等の届出の受付				
		大綱関連	第25条第2項	理事長の氏名等の公告				
		大綱関連	第34条第1項	定款又は事業計画の変更の認可				
		大綱関連	第38条第4項	解散の認可				
		大綱関連	第38条第6項	認可の取消し及び解散の認可の公告				
		大綱関連	第41条の2第4項	組合の解散及び清算を監査する裁判所に対する意見の陳述				
		大綱関連	第42条	決算報告の承認				
		大綱	第45条第1項	個人が施行するマンション建替事業の施行の認可				
		大綱関連	第49条第1項(第50条第2項及び第54条第3項において準用する場合を含む)	個人が施行するマンション建替事業の施行の認可の公告及び図書の送付等				
		大綱関連	第50条第1項	個人施行者の規準又は規約及び事業計画の変更の認可				
		大綱関連	第51条第3項	施行者の変動に伴う規約の認可				

No	事務の根拠法令	区分	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町			
					23年度	24年度	25年度	備考
7	大綱関連	第51条第6項	施行者の変動の届出の受付					
		第51条第7項	施行者の変動の認可の公告					
		第53条第1項	審査委員の承認					
		第54条第1項	マンション建替事業の廃止及び終了の認可					
		第57条第1項後段(第66条において準用する場合を含む)	権利変換計画の決定及び認可等					
		第98条第1項	組合の事業又は会計の状況の検査					
		第98条第2項	組合の組合員の請求に基づく組合の事業又は会計の状況の検査					
		第98条第3項	組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置の命令					
		第98条第4項	組合の設立の認可の取消し					
		第98条第5項	理事長及び監事が総会を招集しないときの組合員の申出に基づく総会及び総代会の招集					
		第98条第6項	組合員の請求に基づく組合が組合員の投票に付さないときの組合の理事、監事及び総代の解任の投票の実施					
		第98条第7項	組合員による請求に基づく議決、選挙、当選及び解任の投票の取消し					
		第99条第1項	事業又は会計の状況の検査及び処分の取消し等					
		第99条第2項	マンション建替事業の施行についての認可の取消し					
		第99条第3項	マンション建替事業の施行の認可を取り消したときの公告					
8	マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令	大綱関連	第16条	審査委員の承認	三島市、藤枝市、湖西市、牧之原市	未移譲の市		【法定移譲済み】政令指定都市、中核市【条例移譲済み】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)
9	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	大綱	第2条第1項	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定	湖西市、牧之原市	未移譲の市		【法定移譲済み】政令指定都市、中核市【条例移譲済み】人口10万人以上の市又は限定特定行政庁で法に基づく補助制度を有する市【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)
		大綱関連	第5条第1項	供給計画の変更の認定				
		大綱	第8条	特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況に係る報告の徴収				
		大綱関連	第9条	地位の承継の承認				
		大綱	第10条	特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況に係る改善命令				
		大綱	第11条第1項	供給計画の認定の取消し				
10	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則	大綱関連	第1条第3号	入居者の所得の認定	湖西市、牧之原市	未移譲の市		【法定移譲済み】政令指定都市、中核市【条例移譲済み】人口10万人以上の市又は限定特定行政庁で法に基づく補助制度を有する市【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)
		大綱関連	第4条第2項	特定優良賃貸住宅の戸数の決定				
		大綱関連	第7条第1号	所得基準超の者の特例所得の決定				
		大綱関連	第7条第2号	所得基準未満の者の特例所得の決定				
		大綱関連	第7条第3号	災害等の場合の入居者の認定及び特例所得の決定				
		大綱関連	第7条第4号	単身入居の基準及び特例所得の決定				
		大綱関連	第9条第2項	入居者の公募方法の決定				
		大綱関連	第11条	入居者の選定の特例に係る決定				
		大綱関連	第15条第1号	管理業務者の能力に関する基準の決定				
		大綱関連	第16条	住宅の管理期間の決定				
11	高齢者の居住の安定確保に関する法律	勧告	第30条第1項	高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定	湖西市、牧之原市			【法定移譲済み】政令指定都市、中核市【条例移譲済み】人口10万人以上の市で法に基づく補助制度を有する市
		勧告関連	第32条(第33条第2項及び第40条第2項において準用する場合を含む)	供給計画の認定の通知等(認定事業者に係るものに限る)				
		勧告関連	第33条第1項	供給計画の変更の認定				
		勧告関連	第35条の2	高齢者居宅生活支援事業を行う者に対する住宅の賃貸の承認				

No	事務の根拠法令	区分	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町			
					23年度	24年度	25年度	備考
11	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則	勧告関連	第36条第1項	目的外使用の承認	三島市、富士宮市、藤枝市、湖西市、牧之原市			【法定移譲済み】政令指定都市、中核市
		勧告	第37条第1項	高齢者向け優良賃貸住宅の整備又は管理の状況に係る報告の要求				
		勧告関連	第38条	地位の承継の承認				
		勧告	第39条	高齢者向け優良賃貸住宅の整備又は管理の状況に係る改善命令				
		勧告	第40条第1項	供給計画の認定の取消し				
		勧告	第56条	終身建物賃貸借事業の認可				
		勧告関連	第59条(第60条第2項及び第73条第2項において準用する場合を含む)	事業の認可の通知等				
		勧告関連	第60条第1項	事業の変更の認可				
		勧告関連	第62条第1項	終身建物賃貸借の解約の承認				
		勧告関連	第69条	認可事業者に対する助言及び指導				
		勧告	第70条	認可事業者からの報告の要求				
		勧告関連	第71条第3項	地位の承継の承認				
		勧告	第72条	改善命令				
		勧告	第73条第1項	事業の認可の取消し				
		勧告関連	第74条第1項	事業の廃止の届出の受付				
12	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則	勧告関連	第1条第3項	入居者の所得の認定	湖西市、牧之原市		【法定移譲済み】政令指定都市、中核市 【条例移譲済み】人口10万人以上の市で法に基づく補助制度を有する市	
		勧告関連	第14条第2号	防火上及び非難上支障がない住宅構造の認定				
		勧告関連	第15条ただし書	住宅の管理期間の決定				
		勧告関連	第16条第2号口	特別の事情により同居せざることが必要であるとの認定				
		勧告関連	第18条第2項	入居者の公募方法の決定				
		勧告関連	第20条	入居者の選定の特例に係る決定				
		勧告関連	第25条	賃貸人(管理者)の能力に関する基準の決定				
		勧告関連	第26条の3	高齢者居宅生活支援事業を行う者の能力に関する基準の決定				
		勧告関連	第34条	家賃減額補助に係る対象者の所得基準の決定				
13	住宅地区改良法	大綱	第9条第1項	地区内における建築行為等の許可	島田市、掛川市、御殿場市、湖西市、全町	未移譲の市	【法定移譲済み】政令指定都市、中核市、特例市 【条例移譲済み】改良地区を有する人口10万人以上の市 【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)	
		大綱	第9条第4項	土地の原状回復、建築物等の除却等の命令				
		大綱関連	第9条第5項	土地の原状回復、建築物等の除却等の措置				
		大綱関連	第21条第1項	土地の試掘等の許可				
		大綱関連	第22条第2項	許可証の発行				
14	静岡県立自然公園条例	県独自	第16条第1項(改正後)	県立自然公園事業の執行状況等に関する報告書の受付	静岡市、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町		【移譲先】関係市町	
		県独自	第36条第2項(改正後)	県以外の地方公共団体からの生態系維持回復事業の執行の確認に係る申請書の受付				
		県独自	第36条第3項(改正後)	地方公共団体以外の者からの生態系維持回復事業の執行の認定に係る申請書の受付				
		県独自	第36条第6項(改正後)	生態系維持回復事業の変更の申請に係る申請書の受付				
		県独自	第36条第9項(改正後)	生態系維持回復事業の軽微な変更の届出に係る届出書の受付				
		県独自	第38条(改正後)	生態系維持回復事業の実施状況等に関する報告書の受付				
15	静岡県自然環境保全条例	県独自	第19条の3第2項(改正後)	県以外の地方公共団体からの生態系維持回復事業の執行の確認に係る申請書の受付				
		県独自	第19条の3第3項(改正後)	地方公共団体以外の者からの生態系維持回復事業の執行の認定に係る申請書の受付	浜松市、沼津市、富士市、磐田市、裾野市、函南町、長泉町、小山村		【移譲先】関係市町	
		県独自	第19条の3第6項(改正後)	生態系維持回復事業の変更の申請に係る申請書の受付				
		県独自	第19条の3第9項(改正後)	生態系維持回復事業の軽微な変更の届出に係る届出書の受付				
		県独自	第19条の5(改正後)	生態系維持回復事業の実施状況等に関する報告書の受付				
16	環境基本法	大綱	第16条第2項	騒音に係る環境基準の地域類型の指定(航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係るもの)を除く)	熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、掛川市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、伊豆の国市、牧之原市、函南町、清水町、長泉町、川根本町、森町	未移譲の市		【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)

No	事務の根拠法令	区分	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町			
					23年度	24年度	25年度	備考
17	騒音規制法	大綱	第3条第1項	規制地域の指定	熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、掛川市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、伊豆の国市、牧之原市、函南町、清水町、長泉町、川根本町、森町	未移譲の市		【法定移譲済み】政令指定都市、中核市、特例市【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲（見込み）
		大綱関連	第3条第2項	関係市町村長の意見の聴取				
		大綱関連	第3条第3項(第4条第3項において準用する場合を含む)	規制地域の指定及び規制基準の設定したときの公示等				
		大綱	第4条第1項	規制基準の設定				
		大綱	第18条第1項	自動車騒音に係る常時監視				
18	振動規制法	大綱	第3条第1項	規制地域の指定	熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、掛川市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、伊豆の国市、牧之原市、函南町、清水町、長泉町、川根本町、森町	未移譲の市		【法定移譲済み】政令指定都市、中核市、特例市【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲（見込み）
		大綱関連	第3条第2項	関係市町村長の意見の聴取				
		大綱関連	第3条第3項(第4条第3項において準用する場合を含む)	規制地域の指定及び規制基準の設定したときの公示等				
		大綱	第4条第1項	規制基準の設定				
19	悪臭防止法	大綱	第3条	規制地域の指定	熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、掛川市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、伊豆の国市、牧之原市、函南町、清水町、長泉町、川根本町、森町	未移譲の市		【法定移譲済み】政令指定都市、中核市、特例市【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲（見込み）
		大綱	第4条	規制基準の設定				
		大綱関連	第5条	関係市町村長の意見の聴取				
		大綱関連	第6条	規制地域の指定及び規制基準の設定したときの公示等				
20	浄化槽法	勧告	第5条第1項	浄化槽の設置及びその構造又は規模の変更の届出の受理	三島市、伊豆市、伊豆の国市		【法定移譲済み】政令指定都市、中核市【条例移譲済み】特例市	
		勧告	第5条第2項	浄化槽の設置又は変更の計画に係る勧告				
		勧告	第5条第4項	届出の内容が相当であると認める旨の通知				
		勧告	第7条第2項	設置後等の水質検査実施報告の受付				
		勧告	第7条の2第1項	設置後等の水質検査についての指導及び助言				
		勧告	第7条の2第2項	設置後等の水質検査を受けるべき旨の勧告				
		勧告	第7条の2第3項	設置後等の水質検査についての措置命令				
		勧告関連	第10条の2	報告書の受理				
		勧告	第11条第2項	定期検査実施報告の受理				
		勧告	第11条の2	廃止の届出の受理				
		勧告	第12条第1項	助言、指導又は勧告				
		勧告	第12条第2項	改善命令又は使用停止命令				
		勧告	第12条の2第1項	水質の定期検査についての指導及び助言				
		勧告	第12条の2第2項	水質の定期検査を受けるべき旨の勧告				
		勧告	第12条の2第3項	水質の定期検査についての措置命令				
		勧告	第53条第1項	報告徵収				
		勧告	第53条第2項	立入検査及び質問				
21	水質汚濁防止法	県独自	第14条の2第2項	指定物質の事故時の届出の受付	全市町(政令指定都市、特例市を除く)			【法定移譲済み】政令指定都市、中核市、特例市
22	水道法	大綱	第34条第1項	専用水道の給水開始届出(法第13条第1項準用)	全市(政令指定都市を除く)、西伊豆町、函南町、川根本町		【法定移譲済み】政令指定都市、中核市【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲（見込み）	
		大綱関連	第34条第1項	専用水道の第三者委託の届出(法第24条の3第2項準用)				
		大綱	第32条	専用水道の布設工事の設計の確認				
		大綱関連	第36条第1項	専用水道設置者への改善の指示				
		大綱	第36条第2項	専用水道設置者への水道技術管理者の変更勧告				
		大綱	第37条	専用水道の給水停止命令				
		大綱	第39条第2項	専用水道事業者からの報告徵収、立入検査等				

No	事務の根拠法令	区分	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町			
					23年度	24年度	25年度	備考
23	老人福祉法	大綱関連	第36条第3項	簡易専用水道設置者への措置の指示	全市(政令指定都市を除く)、南伊豆町、西伊豆町、函南町、吉田町、川根本町	全市(政令指定都市を除く)	【法定移譲済み】政令指定都市、中核市【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)	【法定移譲済み】政令指定都市、中核市【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)
		大綱	第37条	簡易専用水道の給水停止命令				
		大綱	第39条第3項	簡易専用水道事業者からの報告徴収、立入検査等				
24	児童福祉法	大綱	第14条	老人居宅生活支援事業の開始の届出受理	全市(政令指定都市を除く)	全市(政令指定都市を除く)	【法定移譲済み】政令指定都市、中核市【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)	【法定移譲済み】政令指定都市、中核市【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)
		大綱関連	第14条の2	老人居宅生活支援事業の変更の届出受理				
		大綱関連	第14条の3	老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出受理				
		大綱	第15条第2項	老人デイサービスセンター等の設置の届出受理				
		大綱	第15条第4項	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置の認可				
		大綱関連	第15条の2第1項	老人デイサービスセンター等の変更の届出受理				
		大綱関連	第15条の2第2項	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの変更の届出受理				
		大綱関連	第16条第1項	老人デイサービスセンター等の廃止、休止の届出受理				
		大綱関連	第16条第3項	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの廃止、休止、入所定員の減少・増加の認可				
		大綱	第18条第1項	老人デイサービスセンター、老人居宅生活支援事業等に係る報告徴収、質問及び立入検査				
		大綱	第18条第2項	養護老人ホーム、特別養護老人ホームに係る報告徴収、質問及び立入検査				
		大綱	第18条の2第2項	老人デイサービスセンター、老人居宅生活支援事業等に対する制限又は停止命令				
		大綱	第19条第1項	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの事業停止命令等又は認可の取消し				
		大綱	第29条第1項	有料老人ホームの設置の届出受理	全市(政令指定都市、特例市を除く)	全市(政令指定都市、特例市を除く)	【条例移譲済み】政令指定都市、特例市【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)	【条例移譲済み】政令指定都市、特例市【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)
		大綱関連	第29条第2項	有料老人ホームの変更の届出受理				
		大綱関連	第29条第3項	有料老人ホームの休止、廃止の届出受理				
		大綱	第29条第7項	有料老人ホームからの報告徴収、質問及び立入検査				
		大綱	第29条第9項	有料老人ホームに対する改善命令				
		大綱関連	第29条第10項	有料老人ホームに対する改善命令の公示				
25	児童福祉法	大綱	第35条第4項	児童福祉施設の設置の認可	全市又は特例市(政令指定都市を除く)	全市又は特例市(政令指定都市を除く)	【法定移譲済み】政令指定都市、中核市【大綱事務】24年度には全市又は特例市を対象に法定移譲(見込み) (児童福祉施設のうち、保育所、児童館、認可外保育施設が全市対象見込) (児童福祉施設のうち、助産施設、母子生活支援施設が特例市対象見込)	【法定移譲済み】政令指定都市、中核市【大綱事務】24年度には全市又は特例市を対象に法定移譲(見込み) (児童福祉施設のうち、保育所、児童館、認可外保育施設が全市対象見込) (児童福祉施設のうち、助産施設、母子生活支援施設が特例市対象見込)
		大綱関連	第35条第7項	児童福祉施設の廃止、休止の承認				
		大綱	第46条第1項	児童福祉施設からの報告徴収、質問及び立入検査				
		大綱関連	第46条第2項	児童福祉施設に対する質問、立入調査を行う職員の証明書の作成				
		大綱関連	第46条第3項	児童福祉施設に対する改善勧告、改善命令				
		大綱	第46条第4項	児童福祉施設に対する事業停止命令				
		大綱	第58条	児童福祉施設の認可取消し				
		大綱	第59条の2第1項	認可外保育施設の事業開始の届出受理				
		大綱関連	第59条の2第2項	認可外保育施設の変更、廃止、休止の届出受理				
		大綱関連	第59条の2の5第1項	認可外保育施設の運営状況報告の受理				
		大綱関連	第59条の2の5第2項	認可外保育施設の公表				

No	事務の根拠法令	区分	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町			
					23年度	24年度	25年度	備考
25	児童福祉法施行規則	大綱	第59条第1項	認可外児童福祉施設からの報告徴収、質問及び立入調査等				【法定移譲済み】政令指定都市、中核市【大綱事務】24年度には全市又は特例市を対象に法定移譲(見込み) (児童福祉施設のうち、保育所、児童館、認可外保育施設が全市対象見込) (児童福祉施設のうち、助産施設、母子生活支援施設が特例市対象見込)
		大綱	第59条第3項	認可外児童福祉施設の設備等の改善その他の勧告				
		大綱関連	第59条第4項	認可外児童福祉施設が勧告に従わないときの公表				
		大綱	第59条第5項	認可外児童福祉施設の事業停止又は施設閉鎖の命令				
		大綱関連	第59条第6項	認可外児童福祉施設の都道府県児童福祉審議会に意見を聞くときの事業停止又は施設閉鎖の命令				
		大綱関連	第34条の11第1項	一時預かり事業の届出受理				
		大綱関連	第34条の11第2項	一時預かり事業の変更の届出受理				
		大綱関連	第34条の11第3項	一時預かり事業の廃止、休止の届出受理				
		大綱関連	第34条の13第1項	一時預かり事業を行う者からの報告徴収、質問及び立入検査				
		大綱関連	第34条の13第2項	一時預かり事業を行う者に対する質問、立入調査を行う職員の証明書の作成				
		大綱関連	第34条の13第3項	一時預かり事業を行う者に対する基準適合のための必要な措置の命令				
		大綱関連	第34条の13第4項	一時預かり事業を行う者に対する事業の制限又は停止の命令				
26	社会福祉法	大綱関連	第37条第5項	児童福祉施設の変更の届出受理		全市又は特例市(政令指定都市を除く)		【法定移譲済み】政令指定都市、中核市【大綱事務】24年度には全市又は特例市を対象に法定移譲(見込み) (児童福祉施設のうち、保育所、児童館、認可外保育施設が全市対象見込) (児童福祉施設のうち、助産施設、母子生活支援施設が特例市対象見込)
		大綱関連	第37条第6項	児童福祉施設の変更の届出受理				
		大綱関連	第36条の33第2項	一時預かり事業の届出に伴う收支予算書及び事業計画書の提出受理				
		大綱	第62条第1項	第一種社会福祉事業の開始の届出受理				
		大綱	第62条第2項	施設設置を伴う第一種社会福祉事業の許可				
		大綱	第69条第1項	第二種社会福祉事業の開始の届出受理				
		大綱関連	第69条第2項	第二種社会福祉事業の変更、廃止の届出受理				
		大綱	第70条	上記事業の経営者からの報告徴収、立入検査等				
		大綱関連	第71条	上記施設の経営者に対し、改善命令				
		大綱	第72条第1項	上記事業の経営者に対する経営の制限、停止命令、許可取消し				
		大綱関連	第72条第2項	上記事業の経営者に対する経営の制限、停止命令、許可・認可取消し				
		大綱関連	第72条第3項	上記事業の経営者に対する経営の制限、停止命令				
		大綱	第31条第1項	社会福祉法人の定款の認可				
27	身体障害者福祉法	大綱	第56条第1項	社会福祉法人に対する報告徴収及び検査		全市(政令指定都市を除く)		【法定移譲済み】政令指定都市、中核市【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)
		大綱	第56条第2項	社会福祉法人に対する改善命令				
		大綱	第56条第3項	社会福祉法人に対する業務停止命令等				
		大綱	第56条第4項	社会福祉法人の解散命令				
		大綱関連	第15条第2項	手帳交付申請に係る診断書を作成できる医師の指定				
		大綱	第15条第4項	身体障害者手帳の交付				
		大綱関連	第15条第5項	身体障害者手帳の非該当通知				
		大綱関連	第15条第10項	身体障害者手帳の再交付				
		大綱関連	第16条第1項	身体障害者手帳の返還				

No	事務の根拠法令	区分	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町			
					23年度	24年度	25年度	備考
		大綱関連	第17条の2第1項	診査(再認定)の通知				
28	障害者自立支援法	大綱	第54条第1項	育成医療費の支給の認定	全市町(政令指定都市を除く)	【法定移譲済み】政令指定都市、中核市 【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)		
		大綱関連	第54条第3項	自立支援育成医療受給者証の交付				
		大綱関連	第56条第2項	育成医療費支給認定の変更				
		大綱関連	第57条第1項第1号	育成医療費の支給認定の取消し				
		大綱関連	第57条第1項第2号	育成医療費の支給認定の取消し				
		大綱関連	第57条第1項第3号	育成医療費の支給認定の取消し				
		大綱関連	第57条第1項第4号	育成医療費の支給認定の取消し				
		大綱関連	第57条第2項	育成医療費の支給認定を取消した障害者等に対する医療受給者証の返還要求				
		大綱	第58条第1項	育成医療費の支給				
		大綱関連	第58条第5項	育成医療費の支給				
		大綱関連	第8条第2項	育成医療費不正利得の徴収				
		大綱	第29条第1項	指定障害福祉サービス事業者の指定	政令指定都市	【大綱事務】24年度には政令指定都市を対象に法定移譲(見込み)		
		大綱	第29条第1項	指定障害者支援施設の指定				
		大綱	第32条第1項	指定相談支援事業者の指定				
		大綱関連	第37条第1項	指定障害福祉サービス事業者の指定の変更(申請)				
		大綱関連	第39条第1項	指定障害者支援施設の指定の変更(申請)				
		大綱関連	第41条第1項	指定障害福祉サービス事業者の指定及び指定障害者支援施設の指定並びに指定相談支援事業者の指定の更新				
		大綱関連	第46条第1項	指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者の変更の届出等				
		大綱関連	第46条第2項	指定障害者支援施設の変更の届出等				
		大綱関連	第47条	指定障害者支援施設の指定の辞退				
		大綱	第48条第1項	指定障害福祉サービス事業者に対する報告命令、立入検査等				
		大綱	第48条第3項	指定障害者支援施設の設置者等に対する報告命令、立入検査等				
		大綱	第48条第4項	指定相談支援事業者に対する報告命令、立入検査等				
		大綱	第49条第1項	指定障害福祉サービス事業者に対する基準遵守勧告				
		大綱	第49条第2項	指定障害者支援施設の設置者に対する基準遵守勧告				
		大綱	第49条第3項	指定相談支援事業者に対する基準遵守勧告				
		大綱	第50条第1項	指定障害福祉サービス事業者の指定取消し等				
		大綱	第50条第3項	指定障害者支援施設の指定取消し等				
		大綱	第50条第4項	指定相談支援事業者の指定取消し等				
		大綱関連	第51条	指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の指定等の公示				
29	障害者自立支援法施行令	大綱関連	第33条第1項	自立支援育成医療受給者証の再交付	全市町(政令指定都市を除く)	【法定移譲済み】政令指定都市、中核市 【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)		
		大綱関連	第34条第1項	育成医療費の支給認定の取消し				
		大綱関連	第34条第2項	育成医療費の支給認定の取消し				
30	母子及び寡婦福祉法	大綱	第13条	母子福祉資金の貸付け	全市(政令指定都市を除く)	【法定移譲済み】政令指定都市、中核市 【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)		
		大綱関連	第14条	母子福祉団体に対する貸付				
		大綱関連	第15条	償還の免除				

No	事務の根拠法令	区分	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町			
					23年度	24年度	25年度	備考
		大綱	第32条	寡婦福祉資金の貸付け				
31	母子及び寡婦福祉法施行令	大綱関連	第10条	母子福祉資金貸付金の交付		全市(政令指定都市を除く)		【法定移譲済み】政令指定都市、中核市 【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)
		大綱関連	第11条	修学資金の交付の停止及び減額				
		大綱関連	第12条	貸付けの停止				
		大綱関連	第16条	一時償還				
		大綱関連	第17条	違約金				
		大綱関連	第19条	償還金の支払猶予				
32	介護保険法	大綱関連	第24条第1項	事業者等に対する報告等の命令及び質問		全市		【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)
		大綱関連	第24条第2項	被保険者に対する報告の命令及び質問				
		大綱	第41条第1項	指定居宅サービス事業者の指定				
		大綱関連	第46条第1項	指定居宅介護支援事業者の指定				
		大綱	第48条第1項	指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設の指定				
		大綱関連	第70条第5項	指定居宅サービス事業者の指定に係る市町村長からの意見の聴取				
		大綱関連	第70条の2第4項	指定居宅サービス事業者の指定の更新				
		大綱関連	第71条第1項	指定居宅サービス事業者の特例に係る病院等の別段の申出の受理				
		大綱関連	第72条第1項	指定居宅サービス事業者の特例に係る介護老人保健施設等の別段の申出の受理				
		大綱関連	第75条	指定居宅サービス事業所の名称の変更等の届出の受理				
		大綱	第76条第1項	指定居宅サービス事業者等に対する報告命令、立入検査等				
		大綱関連	第76条の2第1項	指定居宅サービス事業者に対する措置の勧告				
		大綱関連	第76条の2第2項	指定居宅サービス事業者に対する勧告に係る公表				
		大綱	第76条の2第3項	指定居宅サービス事業者に対する措置の命令				
		大綱関連	第76条の2第4項	指定居宅サービス事業者に対する措置の命令に係る公示				
		大綱	第77条第1項	指定居宅サービス事業者の指定の取消し等				
		大綱関連	第78条	指定居宅サービス事業者の指定等に係る公示				
		大綱関連	第79条の2第4項	指定居宅介護支援事業者の指定の更新				
		大綱関連	第82条	指定居宅介護支援事業所の名称の変更等の届出の受理				
		大綱関連	第83条の2第1項	指定居宅介護支援事業者に対する措置の勧告				
		大綱関連	第83条の2第2項	指定居宅介護支援事業者に対する勧告に係る公表				
		大綱関連	第83条の2第3項	指定居宅介護支援事業者に対する措置の命令				
		大綱関連	第83条の2第4項	指定居宅介護支援事業者に対する措置の命令に係る公示				
		大綱関連	第84条第1項	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等				
		大綱関連	第85条	指定居宅介護支援事業者の指定等に係る公示				
		大綱関連	第86条第3項	介護老人福祉施設の指定に係る市町村長からの意見の聴取				
		大綱関連	第86条の2第4項	指定介護老人福祉施設の指定の更新				
		大綱関連	第89条	指定介護老人福祉施設の開設者の住所等の変更の届出の受付				
		大綱	第90条第1項	指定介護老人福祉施設の開設者等に対する報告命令、立入検査等				
		大綱関連	第91条の2第1項	指定介護老人福祉施設に対する措置の勧告				

No	事務の根拠法令	区分	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町			
					23年度	24年度	25年度	備考
	大綱関連	第91条の2第2項		指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告に係る公表				
	大綱	第91条の2第3項		指定指定介護老人福祉施設の開設者に対する措置の命令				
	大綱関連	第91条の2第4項		指定介護老人福祉施設の開設者に対する命令に係る公示				
	大綱	第92条第1項		指定介護老人福祉施設の指定の取消し等				
	大綱関連	第93条		指定介護老人福祉施設の指定等に係る公示				
	大綱	第100条第1項		介護老人保健施設の開設者等に対する報告命令、立入検査等				
	大綱関連	第107条第5項		指定介護療養型医療施設の指定に係る市町村長からの意見の聴取				
	大綱関連	第107条の2第4項		指定介護療養型医療施設の指定の更新				
	大綱関連	第108条第1項		指定介護療養型医療施設の指定の変更				
	大綱関連	第111条		指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出の受理				
	大綱	第112条第1項		指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告命令、立入検査等				
	大綱関連	第113条の2第1項		指定介護療養型医療施設の開設者に対する措置の勧告				
	大綱関連	第113条の2第2項		指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告に係る公表				
	大綱	第113条の2第3項		指定介護療養型医療施設の開設者に対する措置の命令				
	大綱関連	第113条の2第4項		指定介護療養型医療施設の開設者に対する措置の命令に係る公示				
	大綱	第114条第1項		指定介護療養型医療施設の指定の取消し等				
	大綱関連	第115条		指定介護療養型医療施設の指定等に係る公示				
	大綱関連	第115条の5		指定介護予防サービス事業所の名称の変更等の届出の受理				
	大綱関連	第115条の8第1項		指定介護予防サービス事業者に対する措置の勧告				
	大綱関連	第115条の8第2項		指定介護予防サービス事業者に対する勧告に係る公表				
	大綱関連	第115条の8第3項		指定介護予防サービス事業者に対する措置の命令				
	大綱関連	第115条の8第4項		指定介護予防サービス事業者に対する措置の命令に係る公示				
	大綱関連	第115条の9第1項		指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等				
	大綱関連	第115条の10		指定介護予防サービス事業者の指定等に係る公示				
	大綱関連	第115条の11		指定介護予防サービス事業者の指定の更新等(準用)				
	大綱	第94条第1項		介護老人保健施設の開設の許可	全市(政令指定都市を除く) 【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)			
	大綱関連	第94条第2項		介護老人保健施設の変更の許可				
	大綱関連	第94条第6項		介護老人保健施設の許可に係る市町村長からの意見の聴取				
	大綱関連	第95条第1項		介護老人保健施設の管理者の承認				
	大綱関連	第95条第2項		介護老人保健施設の医師以外の管理者の承認				
	大綱関連	第98条第1項		介護老人保健施設のその他の広告の許可				
	大綱関連	第99条第1項		介護老人保健施設の変更の届出受理				
	大綱関連	第99条第2項		介護老人保健施設の廃止、休止の届出受理				
	大綱関連	第101条		介護老人保健施設の設備の使用制限及び禁止並びに修繕等の命令				
	大綱関連	第102条第1項		介護老人保健施設の管理者の変更命令				
	大綱関連	第103条第1項		介護老人保健施設の開設者に対する措置の勧告				
	大綱関連	第103条第2項		介護老人保健施設の措置に対する勧告に係る公表				

No	事務の根拠法令	区分	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町			
					23年度	24年度	25年度	備考
32		大綱	第103条第3項	介護老人保健施設の開設者に対する措置の命令等				
		大綱関連	第103条第4項	介護老人保健施設の開設者に対する措置の命令に係る公示				
		大綱	第104条第1項	介護老人保健施設の開設許可の取消し等				
		大綱関連	第104条の2	介護老人保健施設の許可等に係る公示				
		大綱関連	第105条	介護老人保健施設の開設者の死亡、エックス線装置を備えたとき等の届出受理及び弁明の機会の付与				
		大綱関連	第115条の35第6項	介護サービス情報の報告及び公表に係る指定サービス事業者等の取消し等				
33	母子保健法	大綱	第18条	低体重児の届出	全市町(政令指定都市を除く)	【法定移譲済み】政令指定都市、中核市 【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)		
		大綱	第20条第1項	未熟児養育医療の給付等				
		大綱関連	第21条の4第1項	未熟児養育医療費の一部(又は全部)徴収				
		大綱関連	第21条の4第3項	未熟児養育医療費の徴収費用の処分				
34	母子保健法施行規則	大綱関連	第9条第2項	未熟児養育医療券の交付	全市町(政令指定都市を除く)	【法定移譲済み】政令指定都市、中核市 【大綱事務】24年度には全市町を対象に法定移譲(見込み)		
35	麻薬及び向精神薬取締法	県独自	第29条	麻薬の廃棄の届出の受理、廃棄の立会い		静岡市、浜松市		
36	覚せい剤取締法	県独自	第30条の13	覚せい剤原料の廃棄の届出の受理、廃棄の立会い	静岡市、浜松市			
37	中小小売商業振興法	大綱	第4条第1項	商店街整備計画の認定	三島市、磐田市、湖西市	未移譲の市	【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)	
		大綱	第4条第2項	店舗集団化計画の認定				
		大綱	第4条第3項	共同店舗等整備計画の認定				
		大綱	第4条第6項	商店街整備等支援計画の認定				
		大綱関連	第4条第8項	共同店舗等整備計画、商店街整備等支援計画の認定に伴う協議				
		大綱	第13条第1項	報告の要求				
38	中小小売商業振興法施行令	大綱関連	第9条第1項	認定計画の変更の認定	三島市、磐田市、湖西市	未移譲の市	【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)	
		大綱関連	第9条第2項	認定計画の取消し				
		大綱関連	第9条第3項	法第4条第8項の規定の準用(認定計画の変更の認定、認定計画の取り消しに伴う協議)				
39	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	県独自	第18条第1項	連携計画の認定	沼津市、三島市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市	未移譲の市	【条例移譲済み】政令指定都市	
		県独自	第19条第1項	連携計画の変更の認定				
		県独自	第19条第2項	連携計画の認定の取消				
		県独自	第22条第1項	実施状況の報告の要求(連携事業に係るものに限る)				
40	工場立地法	県独自	第6条第1項	特定工場新設等の届出受理	東伊豆町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、長泉町、小山町、吉田町、森町	未移譲の市	【条例移譲済み】全市	
		県独自	第7条第1項	特定工場の変更の届出の受理				
		県独自	第8条第1項	変更届出受理				
		県独自	第9条第1項	設置場所に関する勧告				
		県独自	第9条第2項	面積等に関する勧告				
		県独自	第10条第1項	勧告に係る変更命令				
		県独自	第11条第2項	実施制限期間の短縮				
		県独自	第12条	氏名等変更届出受理				
		県独自	第13条第3項	継承届出受理				
41	計量法	県独自	第15条第1項	計量関係事業者に対する勧告	東伊豆町、松崎町、西伊豆町	未移譲の市	【法定移譲済み】政令指定都市、中核市、特例市 【条例移譲済み】全市(政令指定都市、特例市を除く)	
		県独自	第15条第2項	勧告に従わない場合の公表				
		県独自	第15条第3項	計量関係事業者に対する命令				
		県独自	第147条第1項	計量関係事業者に対する報告の徴収				
		県独自	第148条第1項	計量関係事業者に対する立入検査				

No	事務の根拠法令	区分	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町			
					23年度	24年度	25年度	備考
		県独自	第149条第1項	計量器等の提出命令				【条例移譲済み】政令指定都市、特例市
		県独自	第149条第3項	提出命令によって生じた損失補償				
		県独自	第150条第1項	特定物象量の表記の抹消				
		県独自	第150条第2項	特定物象量の表記の抹消の告知				
		県独自	第51条第1項	特定計量器販売事業の届出に係る届出書の受付(新規)				
		県独自	第51条第2項(第42条第1項の準用)	特定計量器販売事業の届出に係る届出書の受付(変更)				
		県独自	第51条第2項(第45条第1項の準用)	特定計量器販売事業の届出に係る届出書の受付(廃止)				
		三島市、富士宮市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、松崎町、西伊豆町						
42	電気工事業の業務の適正化に関する法律	県独自	第3条第1項	電気工事業を営もうとする者の登録			静岡市、浜松市、三島市、掛川市、袋井市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	
		県独自	第3条第3項	登録電気工事業者の更新の登録				
		県独自	第5条	登録電気工事業者登録簿への登録				
		県独自	第6条第2項	登録の拒否の通知				
		県独自	第7条第1項	登録電気工事業者の登録証の交付				
		県独自	第8条第3項	登録行政庁の変更の届出の受理				
		県独自	第9条第3項	登録電気工事業者の地位の承継の届出の受理				
		県独自	第10条第1項	電気工事業者の氏名等の変更の届出の受理				
		県独自	第10条第3項	登録電気工事業者登録簿への登録				
		県独自	第11条第1項	電気工事業の廃止の届出の受理				
		県独自	第12条第2項	登録電気工事業者の登録証の再交付				
		県独自	第14条	登録電気工事業者の登録の消除				
		県独自	第15条	登録電気工事業者の登録証の返納の受理				
		県独自	第16条	登録電気工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧				
		県独自	第17条第2項	電気工事の施工の差止めの命令				
		県独自	第17条の2第1項	自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知の受理				
		県独自	第17条の2第3項	通知電気工事業者からの通知の受理				
		県独自	第17条の2第4項	電気工事業の廃止の届出の受理				
		県独自	第17条の3	自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の延期等の勧告				
		県独自	第27条第1項	危険及び障害の発生の防止のための必要な措置の命令				
		県独自	第27条第2項	危険及び障害の発生の防止のための必要な措置の命令				
		県独自	第27条第3項	危険及び障害の発生の防止のための必要な措置の命令に係る通知				
		県独自	第28条第1項	登録電気工事業者の登録の取消し又は事業の停止の命令				
		県独自	第28条第2項	通知電気工事業者の事業の停止の命令				
		県独自	第28条第3項	登録電気工事業者の登録の取消し等に係る通知				
		県独自	第29条第1項	電気工事業を営む者の業務に関する報告の徴収又は営業所等に係る立入検査若しくは質問				
		県独自	第30条第1項	電気工事業者の事業の停止の命令に係る聴聞				
		県独自	第33条	苦情の処理のあっせん等				
		県独自	第34条第4項	建設業者が電気工事業を開始した旨等の届出				
		県独自	第34条第5項	建設業者が自家用電気工事のみに係る電気工事業を開始した旨等の通知				
		大綱	第12条第1項	特定路外駐車場設置の届出の受理		全市(政令指定都市、中核市、特例市を除く)		【法定移譲済み】政令指定都市、中核市、特例市【大綱事務】24年度には全市町に法定移譲(見込み)
		大綱	第12条第3項	特定路外駐車場の基準適合の命令				
		大綱	第53条第2項	特定路外駐車場の基準適合の報告及び立入検査				
44	都市計画法	大綱	第15条第1項	風致地区(10ha以上)の都市計画決定		全市町(政令指定都市を除く)		【法定移譲済み】政令指定都市【大綱移譲】24年度には全市町を対象に法定移譲(見込み)
		大綱	第15条第1項	緑地保全地域(市内完結のみ)の都市計画決定				
		大綱	第15条第1項	特別緑地保全地区(10ha以上)の都市計画決定				
		大綱	第15条第1項	その他道路(4車線以上)の都市計画決定				

No	事務の根拠法令	区分	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町			
					23年度	24年度	25年度	備考
		大綱	第15条第1項	自動車ターミナル(一般)の都市計画決定				
		大綱	第15条第1項	公園・緑地(10ha以上)の都市計画決定				
		大綱	第15条第1項	広場・墓園(10ha以上)の都市計画決定				
		大綱	第15条第1項	一団地の住宅施設(2,000戸以上)の都市計画決定				
		大綱	第15条第1項	学校(大学・高等専門学校)の都市計画決定				
		大綱	第15条第1項	防潮施設の都市計画決定				
		大綱	第15条第1項	土地区画整理事業(50ha超)の都市計画決定				
		大綱	第15条第1項	市街地再開発事業(3ha超)の都市計画決定				
		大綱	第15条第1項	住宅街区整備事業(20ha超)の都市計画決定				
		大綱	第15条第1項	防災街区整備事業(3ha超)の都市計画決定				
		大綱	第15条第1項	市街地開発事業等予定区域(20ha以上の一団地の住宅施設予定区域)の都市計画				
		大綱	第15条第1項	区域区分の都市計画決定		静岡市、浜松市		【大綱事務】24年度には政令指定都市を対象に法定移譲(見込み)
		大綱	第15条第1項	都市再開発方針等の都市計画決定				
		大綱	第15条第1項	一般国道の都市計画決定				
		大綱	第15条第1項	高速自動車道の都市計画決定				
		勧告	第29条第1項	都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為の許可		小山町		
		勧告	第29条第2項	都市計画区域及び準都市計画区域外における開発行為の許可				
		勧告	第30条第1項	開発行為許可申請書の受付				
		勧告	第34条第13号	土地等に関する権利の届出の受付				
		勧告	第34条第14号	市街化調整区域内の開発許可に係る開発審査会への付託				
		勧告	第34条の2第1項	協議の成立(開発許可の特例)				
		勧告	第34条の2第2項 (第41条の準用等)	協議の成立(開発許可の特例)の際の建ぺい率等の制限の指定等				
		勧告	第35条第1項	開発許可の申請に対する許可又は不許可の処分				
		勧告	第35条第2項	35条1項の処分の文書による通知				
		勧告	第35条の2第1項	開発行為変更許可(軽微なものを除く)				
		勧告	第35条の2第2項	開発行為変更許可申請書の受付				
		勧告	第35条の2第3項	開発行為許可を受けた事項に係る軽微な変更の届出の受付				
		勧告	第35条の2第4項 (第35条等を準用)	開発行為変更の許可又は不許可の処分及びその処分の文書による通知、変更の協議の成立等				
		勧告	第36条第1項	開発行為に関する工事の完了の届出の受付				
		勧告	第36条第2項	開発行為に関する工事の完了検査及び検査済証の交付				
		勧告	第36条第3項	開発行為に関する工事の完了公告				
		勧告	第37条第1項	開発区域内の土地における工事完了の公告前ににおける建築等の制限の解除				
		勧告	第38条	開発行為に関する工事の廃止の届出の受付				
		勧告	第41条第1項	開発許可(開発変更許可を含む)の際の建ぺい率等の制限の指定				
		勧告	第41条第2項	41条1項の制限を解除する許可				
		勧告	第42条第1項	開発区域内における工事完了の公告後の予定建築物以外の建築等の許可				
		勧告	第42条第2項	国が行う行為に係るものについて42条1項の許可に代わる当該国の機関との協議				
		勧告	第43条第1項	市街化調整区域における開発区域外の建築等の許可				
		勧告	第43条第3項	建築等の許可の特例(協議の成立)				
		勧告	第45条	開発行為許可の地位の承継の承認				
		勧告	第46条	開発登録簿の調製・保管				
		勧告	第47条第1項	開発登録簿への登録				
		勧告	第47条第2項	法第36条の完了検査に係る開発登録簿への附記				

No	事務の根拠法令	区分	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町			
					23年度	24年度	25年度	備考
44			勧告	第47条第3項	法第41条第2項の許可等に係る開発登録簿への附記			
			勧告	第47条第4項	法第81条第1項の処分に係る開発登録簿の修正			
			勧告	第47条第5項	開発登録簿の綴覽等			
			勧告	第79条	法第29条第1項、第2項の許可等に係る条件の付加			
			勧告	第80条第1項	法第29条第1項、第2項の許可等を受けた者に対する報告の要求並びに勧告及び助言			
			勧告	第81条第1項	法第29条第1項、第2項の許可等の取消し等の監督処分			
			勧告	第81条第2項	監督処分の相手方が確認できないときの措置及び公告			
			勧告	第81条第3項	監督処分に係る公示			
			勧告	第82条第1項	監督処分に当たっての立入検査			
			45 都市計画法施行令	勧告 第36条第1項第3号木	開発審査会への付議	小山町		【法定移譲済み】政令指定都市、中核市、特例市【条例移譲済み】人口3万人以上の市町(政令指定都市、特例市を除く)
			勧告	第42条第3項	法第81条第2項の公告に係る掲示			
46 都市計画法施行規則			勧告	第31条	法36条3項の完了公告の方法の決定	小山町		【法定移譲済み】政令指定都市、中核市、特例市【条例移譲済み】人口3万人以上の市町(政令指定都市、特例市を除く)
			勧告	第37条	登録簿の閉鎖			
			勧告	第38条第1項	登録簿の閲覧所の設置			
			勧告	第38条第2項	登録簿の閲覧規則の制定並びに閲覧所の場所及び閲覧規則の告示			
			勧告	第60条	法29条1項等の規定に適合していることを証する書面の交付			
47 土地区画整理法			勧告	第4条第1項	施行面積5ha未満の個人実行者の施行する土地地区画整理事業の認可	袋井市	湖西市	【法定移譲済み】政令指定都市、中核市、特例市【条例移譲済み】人口10万人以上の市町(政令指定都市、特例市を除く)
			勧告関連	第9条第3項(第10条第3項及び第13条第4項において準用する場合を含む)	施行面積5ha未満の個人実行者の施行する土地地区画整理事業を認可した場合の公告及び図書の送付等			
			勧告関連	第10条第1項	施行面積5ha未満の個人実行者の施行する土地地区画整理事業の変更の認可			
			勧告関連	第11条第4項	施行面積5ha未満の個人実行者の施行する土地地区画整理事業の実行者の変動による規約の認可			
			勧告関連	第11条第7項	施行面積5ha未満の個人実行者の施行する土地地区画整理事業の実行者の変動による氏名等の届出の認可			
			勧告関連	第11条第8項	施行面積5ha未満の個人実行者の施行する土地地区画整理事業の実行者の変動による規約又は氏名の認可			
			勧告関連	第13条第1項	施行面積5ha未満の個人実行者の施行する土地地区画整理事業の廃止又は終了の認可			
			勧告	第14条第1項	施行面積5ha未満の土地区画整理組合の設立認可			
			勧告関連	第14条第2項	施行面積5ha未満の土地区画整理組合の事業計画決定前の設立認可			
			勧告	第14条第3項	施行面積5ha未満の土地区画整理組合の事業計画決定前に設立した組合の事業計画の認可			
			勧告関連	第20条第1項(第39条第2項において準用する場合を含む)	施行面積5ha未満の土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業の事業計画の認可			
			勧告関連	第20条第2項(第39条第2項において準用する場合を含む)	施行面積5ha未満の土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業の事業計画に対する意見書の受付			
			勧告関連	第20条第3項(第39条第2項において準用する場合を含む)	施行面積5ha未満の土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業の事業計画に対する意見書の審査、命令及び通知			
			勧告関連	第20条第5項(第39条第2項において準用する場合を含む)	施行面積5ha未満の土地区画整理組合の施行する事業計画を修正した場合の綴覽、意見書の受け、審査、命令及び通知			
			勧告関連	第21条第3項	施行面積5ha未満の土地区画整理組合を設立認可した場合の公告及び図書の送付			
			勧告関連	第21条第4項	施行面積5ha未満の土地区画整理組合を事業計画決定前に設立認可した場合の公告			
			勧告関連	第28条第8項	施行面積5ha未満の組合の事業報告書、収支決算書及び財産目録の受付			
			勧告関連	第39条第1項	施行面積5ha未満の土地区画整理組合の定款、事業計画及び事業基本方針の変更についての認可			
			勧告関連	第39条第4項	施行面積5ha未満の土地区画整理組合の定款、事業計画及び事業基本方針の変更についての認可公告及び図書の送付			
			勧告関連	第39条第5項	施行面積5ha未満の事業計画決定前の土地区画整理組合の定款及び事業基本方針の変更についての認可公告			
			勧告関連	第45条第2項	施行面積5ha未満の土地区画整理組合の解散認可			
			勧告関連	第45条第5項	施行面積5ha未満の土地区画整理組合の解散認可の公告			
			勧告関連	第48条の2第4項	施行面積5ha未満の土地区画整理組合の解散及び清算を監督する裁判所に対する意見の陳述			
			勧告関連	第49条	施行面積5ha未満の土地区画整理組合の解散後の清算報告書の承認			
			勧告	第51条の2第1項	施行面積5ha未満の区画整理会社の施行する土地区画整理事業の規準及び事業計画の認可			

No	事務の根拠法令	区分	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町			
					23年度	24年度	25年度	備考
48	公有地の拡大の推進に関する法律	勧告関連	第51条の8第1項(第51条の10第2項において準用する場合を含む)	施行面積5ha未満の区画整理事業の実施する土地区画整理事業の規準及び事業計画の総覧				
		勧告関連	第51条の8第2項(第51条の10第2項において準用する場合を含む)	施行面積5ha未満の区画整理事業の実施する土地区画整理事業の意見書の受付				
		勧告関連	第51条の8第3項(第51条の10第2項において準用する場合を含む)	施行面積5ha未満の区画整理事業の実施する土地区画整理事業の意見書の審査、命令及び通知				
		勧告関連	第51条の8第5項(第51条の10第2項において準用する場合を含む)	施行面積5ha未満の区画整理事業の実施する土地区画整理事業の規準及び事業計画を修正した場合の総覧、意見書の受付、審査、命令及び通知				
		勧告関連	第51条の9第3項(第51条の10第2項、第51条の11第4項及び第51条の13第4項において準用する場合を含む)	施行面積5ha未満の区画整理事業の実施する土地区画整理事業を認可した場合の公告及び図書の交付				
		勧告関連	第51条の10第1項	施行面積5ha未満の区画整理事業の実施する土地区画整理事業の規準及び事業計画の変更の認可				
		勧告関連	第51条の11第1項	施行面積5ha未満の区画整理事業の合併若しくは分割または事業の譲渡等についての認可				
		勧告関連	第51条の13第1項	施行面積5ha未満の区画整理事業の廃止又は終了の認可				
		勧告	第86条第1項	施行面積5ha未満の組合等の実施する土地区画整理事業の換地計画の認可				
		勧告関連	第97条第1項	施行面積5ha未満の組合等の実施する土地区画整理事業の換地計画の変更の認可				
		勧告関連	第103条第3項	施行面積5ha未満の組合等の実施する土地区画整理事業の換地処分の届出の受付				
		勧告関連	第103条第4項	施行面積5ha未満の組合等の実施する土地区画整理事業の換地処分の公告				
		勧告	第124条第1項	施行面積5ha未満の個人実行者の実施する土地区画整理事業に対する検査及び命令				
		勧告関連	第124条第2項	施行面積5ha未満の個人実行者の実施する土地区画整理事業に対する認可の取消				
		勧告関連	第124条第3項	施行面積5ha未満の個人実行者の実施する土地区画整理事業に対する認可の取消の公告				
		勧告	第125条第1項	施行面積5ha未満の組合の実施する土地区画整理事業に対する検査				
		勧告	第125条第2項	施行面積5ha未満の組合の実施する土地区画整理事業に対する請求による検査				
		勧告関連	第125条第3項	施行面積5ha未満の組合の実施する土地区画整理事業に対する措置の命令				
		勧告関連	第125条第4項	施行面積5ha未満の組合の実施する土地区画整理事業の認可の取消				
		勧告	第125条の2第1項	施行面積5ha未満の区画整理事業の実施する土地区画整理事業に対する検査				
		勧告関連	第125条の2第2項	施行面積5ha未満の区画整理事業の実施する土地区画整理事業に対する請求による検査				
		勧告関連	第125条の2第3項	施行面積5ha未満の区画整理事業の実施する土地区画整理事業に対する措置の命令				
		勧告関連	第125条の2第4項	施行面積5ha未満の区画整理事業の認可の取消				
		勧告	第125条の2第1項	施行面積5ha未満の区画整理事業の実施する土地区画整理事業に対する検査				
		勧告	第125条の2第2項	施行面積5ha未満の区画整理事業の実施する土地区画整理事業に対する請求による検査				
		勧告	第125条の2第3項	施行面積5ha未満の区画整理事業の実施する土地区画整理事業に対する措置の命令				
		勧告	第125条の2第4項	施行面積5ha未満の区画整理事業の認可の取消				
		勧告	第125条の2第5項	施行面積5ha未満の区画整理事業の認可の取消の公告				
		勧告関連	第136条	施行面積5ha未満の組合等の実施する土地区画整理事業の意見の聴取				
49	農地法	勧告	第18条第1項	農地等の賃貸借の解約等の許可		富士市	【条例移譲済み】政令指定都市	
		勧告	第18条第3項	法第18条第1項の許可をしようとする場合の都道府県農業会議への意見聴取				
		勧告	第49条第1項	立入調査等(農地等の賃貸借の解除等に係るものに限る。)				
		勧告	第49条第3項	立入調査を行おうとする場合等においてあらかじめ行う通知及び公示(農地等の賃貸借の解除等に係るものに限る。)				
		勧告	第50条	県農業会議又は農業委員会の報告の徵取(農地等の賃貸借の解除等に係るものに限る。)				
		県独自	第36条第2項	遊休農地の所有権の移転等の協議が整わない場合の調停				
		県独自	第36条第3項	法第36条第2項の規定により調停を行う場合の調停案の作成				
		県独自	第36条第4項	法第36条第3項の規定により調停案を作成した場合の受諾の勧告				
		県独自	第38条第1項	法第36条第4項の勧告を受けた者がその勧告を受諾しない場合において、農地保有合理化法人等から特定利用権の設定の申請があつた場合における公告及び遊休農地の所有者等への通知				

No	事務の根拠法令	区分	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町			
					23年度	24年度	25年度	備考
50	農地法施行令	県独自	第39条第1項	法第36条第4項の勧告を受けた者がその勧告を受諾しない場合であって、当該遊休農地について農地保有合理化法人等から特定利用権の設定の申請があった場合において、その申請に係る遊休農地が現に耕作されておらず、かつ今後も耕作の目的に供されないことが確実であると見込まれる場合において行う特定利用権を設定すべき旨の裁定				
		県独自	第39条第4項	法第39条第1項の規定に基づく裁定をしようとする場合の、都道府県農業会議の意見聴取				
		県独自	第40条第1項	法第39条第1項の裁定をした場合における、裁定の申請をした者及び当該申請に係る遊休農地の所有者等への通知及び公告				
		県独自	第41条	法第40条第1項の公告があつた場合に、特定利用権の設定に関する契約の締結があつたとみなせられた特定利用権を有する者が、正当な理由なくそその目的に供しなかつた場合におけるその特定利用権に係る質貸借の解除の承認				
		県独自	第43条第2項	遊休農地の所有者等が確知されなかつた場合において行われる遊休農地である旨の公告を受けた遊休農地について、利用する権利の設定を希望する農地保有合理化法人等から権利の設定に関し裁定の申請があつた場合に準用する、法第39条第1項の裁定及び同条第4項の意見聴取				
		県独自	第43条第3項	遊休農地の所有者等が確知されなかつた場合において行われる遊休農地である旨の公告を受けた遊休農地について、利用する権利の設定を希望する農地保有合理化法人等から権利の設定に関し裁定の申請があつた場合に行った裁定についての申請者への通知及び公告				
		県独自	第49条第1項	立入調査等(遊休農地対策に関するものに限る。)				
		県独自	第49条第3項	立入調査を行おうとする場合等においてあらかじめ行う通知及び公示(遊休農地対策に関するものに限る。)				
		県独自	第50条	県農業会議又は農業委員会の報告の徵取(遊休農地対策に関するものに限る。)				
51	農地法施行規則	勧告関連	第14条第2項	農業委員会を経由しない申請に係る通知(法第18条第1項に係るもの)	富士市			【条例移譲済み】政令指定都市
52	森林法	県独自	第80条	法第36条第3項の規定に基づき調停案を作成するに当たつて、当該調停に係る当事者の一方が当該調停に係る遊休農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者である場合の、当該遊休農地の所有者に対する意見聴取	静岡市、浜松市			
53	液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律	大綱	第82条第1項	液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徵収	全市町			【大綱事務】24年度には全市を対象に法定移譲(見込み)
		大綱	第83条第1項	液化石油ガス器具等の販売事業者への立入検査				
		大綱	第83条の2第1項	用品の提出命令				

注)区分欄…「大綱」は地域主権戦略大綱に盛り込まれた事務 「大綱関連」は地域主権戦略大綱に盛り込まれた事務と関連性が高く、併せて処理することが必要となると県が想定する事務

「勧告」は地方分権改革推進委員会第1次勧告に掲げる事務で地域主権戦略大綱に盛り込まれなかつた事務

「勧告関連」は勧告事務と関連性が高く、併せて処理することが必要となると県が想定する事務

「県独自」はそれ以外の独自移譲事務

ふじのくに権限移譲推進計画 協議継続事務一覧 【平成24年度以降の移譲に向けて協議を継続する事務】

計画に盛り込む権限移譲事務を選定するため、平成22年度に実施した県と市町による協議の結果、平成24年度以降の移譲に向けて協議を継続することとなった事務は、下表のとおりである。
なお、今後の協議は、平成22年度に協議を行った市町以外の未移譲市町についても対象とし、市町の意向等に沿った移譲を推進する。

法令名	代表条項	条項数	大綱事務	勧告事務	県独自	代表的な事務の内容	継続協議対象市町
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	第19条の14第1項ほか	6		○		製造業者等に対する表示事項の表示の指示等	未移譲の市町
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第122条第1項ほか	48		○		防災街区整備事業の認可等	未移譲の市町
	第66条の6ほか	22			○	計画整備組合設立の認可等	未移譲の市町
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第26条第3項	2		○		審査委員解任の承認	未移譲の市町
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第30条第1項ほか	11		○		高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定等	未移譲の市町
	第56条ほか	12		○		終身建物賃貸借事業の認定等	未移譲の市町
高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則	第1条第3項ほか	9		○		入居者の所得の認定、公募方法の決定等	未移譲の市町
宅地造成等規制法	第3条第1項ほか	4		○		宅地造成工事規制区域の指定等	未移譲の市町
	第8条第1項ほか	11		○		宅地造成に関する工事の許可等	未移譲の市町
宅地造成等規制法施行令	第20条	1		○		収用委員会の裁決申請手続	未移譲の市町
	第15条第1項ほか	2		○		規則への委任	未移譲の市町
宅地造成等規制法施行規則	第2条	1		○		宅地造成工事規制区域の指定等の公示	未移譲の市町
	第30条	1		○		書面の交付	未移譲の市町
環境基本法	第16条第2項	1	全市			騒音に係る環境基準の地域類型の指定	未移譲の市町
騒音規制法	第3条第1項ほか	5	全市			規制地域の指定等	未移譲の市町
振動規制法	第3条第1項ほか	5	全市			規制地域の指定等	未移譲の市町
悪臭防止法	第3条ほか	4	全市			規制地域の指定等	未移譲の市町
浄化槽法	第5条第1項ほか	17		○		浄化槽の設置届、変更届、法定検査の助言、指導、勧告、立入検査等	未移譲の市町
水道法	第34条第1項ほか	7	全市		○	専用水道の給水開始届出の受付等	未移譲の市町
	第37条ほか	3	全市		○	簡易専用水道の給水停止命令等	未移譲の市町
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	第18条第1項ほか	4		○		連携計画の認定等	未移譲の市町
工場立地法	第6条第1項	9		○		特定工場新設等の届出の受付等	未移譲の市町
計量法	第15条第1項ほか	9			○	計量関係事業者に対する勧告等	未移譲の市町
	第51条第1項ほか	3			○	特定計量器販売事業の届出に係る届出書の受付等	未移譲の市町
電気工事業の業務に適正化に関する法律	第3条第1項ほか	30			○	電気工事業を営もうとする者の登録等	未移譲の市町
独立行政法人農業者年金基金法	第64条第1項	2			○	独立行政法人農業者年金基金業務受託者への報告の徵収及び立入検査	未移譲の市町
農業協同組合法	第11条の29第1項ほか	47			○	宅地等供給事業実施規程の承認等	未移譲の市町
土地区画整理法	第4条第1項ほか	56		○		施行面積5ha未満の個人施行者の施行する土地区画整理事業の認可	未移譲の市町

法令名	代表条項	条項数	大綱事務	勧告事務	県独自	代表的な事務の内容	継続協議対象市町
公有地の拡大の推進に関する法律	第4条第1項ほか	4		○		都市計画区域等の一定規模以上の土地を有償で譲渡する場合、土地所有者による事前の届出の受付	未移譲の市町
農地法	第4条第1項ほか	14		○		農地転用の許可(2ha以下)	未移譲の市町
	第18条第1項ほか	5		○		農地等の賃貸借の解約等の許可	未移譲の市町
農地法施行令	第7条第2項ほか	2		○		農業委員会を経由しない申請に係る通知(法第4条第1項にかかるもの)等	未移譲の市町
	第27条第2項	1		○		農業委員会を経由しない申請に係る通知(法第18条第1項にかかるもの)等	未移譲の市町
農地法施行規則	第14条第2項	1		○		農業委員会を経由しない申請書の提出があったときの意見の聴取	未移譲の市町
	第14条第2項	1		○		農業委員会を経由しない申請書の提出があったときの意見の聴取(法第18条第1項に係るもの)	未移譲の市町
農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2第1項ほか	7		○		農用地区域内における開発行為の許可等	未移譲の市町
砂利採取法	第16条ほか	16		○		砂利採取時における採取計画の認可等	未移譲の市町
砂利採取法施行令	第2条ほか	3		○		砂利採取事業者からの報告の徴収等	未移譲の市町
砂利採取法認可規則	第3条ほか	4		○		砂利採取計画の認可申請書の提出等	未移譲の市町
採石法	第33条ほか	18		○		岩石採取計画の認可等	未移譲の市町
採石法施行令	第3条	1		○		経済産業大臣が指示できる事務	未移譲の市町
採石法施行規則	第8条の15第1項ほか	4		○		岩石採取計画の認可申請所の提出等	未移譲の市町
森林法	第10条の2ほか	3		○		林地開発行為の許可	未移譲の市町
港湾法	第37条第1項	1		○		港湾隣接地域内の公共空地の占用許可	未移譲の市町
高圧ガス保安法	第5条第1項ほか	92		○		第一種製造者に係る製造の許可	未移譲の市町
火薬類取締法	第3条ほか	55		○		製造の許可	未移譲の市町